様式－5（条例第12条関係第8号様式準用）

土　砂　等　採　取　元　証　明　書

　 年　　　月　　　日

様

採取元（発生元）事業者

住　　　　所

事業者名

代表者又は現場責任者 　印

電話番号

搬出する土砂等が次の工事現場から採取（発生）された土砂等であることを証明します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 土砂等の採取場所の所在地 |  | |
| 土砂等が建設工事等により  発生した場合にあっては、  建設工事等の概要 | 工事名 |  |
| 発注者 | 氏名：  住所：  電話番号： |
| 工事施行期間 | 年　月　日から　　年　月　日まで |
| 当該埋立て等区域への土砂等の搬入予定量 | 立方メートル | |
| 今回の証明に係る土砂等の量 | 立方メートル | |
| 当該埋立て等区域への土砂等の搬入期間 | 年　　月　　日から　　　年　　月　　日 | |
| 発生土砂等の土壌検査結果  証明書の有無 | 有　　　　無 | |
| 証明に係る土砂等の運搬事業者名、住所及び電話番号 | 運搬事業者名：  住所 ：  電話番号 ： | |

（注）特定事業区域へ搬出する場合は、条例第12条関係第8号様式を使用すること。

その場合の宛名は、条例第10条の規定により許可を受けたものとし、証明者は搬出

側の発注者から請け負った施工業者とする。

特定事業区域以外へ搬出する場合の宛名は、搬入側の発注者とし、証明者は搬出側

の発注者から請け負った施工業者とする｡

別表2

試　料　の　採　取　方　法

１　搬出する土砂等の採取方法

イ　土壌検査のための試料は、埋立て等に使用しようとする土砂等の採取場所毎に、当該土砂等の量がおおむね5,000m3につき１点の割合で採取すること。

　　　　ただし、採取場ごとに１試料は採取すること。

ロ 上記の場合において、土壌検査のための試料とする土砂等の採取は、原則として、分散した任意の5地点を決め、その5地点から採取された土砂等を等量混合し、１試料とすること。

　 ハ　深さについては、原則として、地表から５０cmまでの土砂等を均等に採取することとし、そ

れによりがたい場合は、現場状況などを考慮し適切な採取方法とすること。

別表3

構　造　上　の　基　準

１　埋立て等

（１） 特定事業区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。

（２） 著しく傾斜をしている土地において特定事業を施行する場合にあっては特定事業を施行する前の地盤と特定事業に使用された土砂等との接する面がすべり面とならないように当該地盤斜面に段切り等の措置が講じられていること。

（３） 埋立て等の高さ（特定事業により生じた法面の最下部（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及び法面（擁壁を用いる場合にあっては当該擁壁部分を除く。以下同じ。）の勾配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ当該埋立て等の高さの欄及び当該法面の勾配の欄に定めるものであること。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 土砂等の区分 | | 埋立て等の高さ | | 法面の勾配 |
| 砂、礫、砂質土、礫質土、通常の施工性が確保される粘性土その他これらに準ずるもの | 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）  別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土 | 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算（以下、「安定計算」という。）を行った場合 | 安全が確保される高さ | 安全が確保される勾配 |
| その他 | 10ｍ以下 | 垂直1ｍに対する水平距離が1.8ｍ（埋立て等の高さが5ｍ以下の場合にあっては、1.5ｍ）以上の勾配 |
| その他 | 5ｍ以下 | | 垂直1ｍに対する水平距離が1.5ｍ以上の勾配 |
| その他  （注１） |  | 安定計算を行い、安全が確保される高さ | | 安定計算を行い、安全が確保される勾配 |

（４) 　擁壁を用いる場合の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10 条までの 規定に適合すること。

（５）　埋立て等の高さが5ｍ以上である場合にあっては、埋立て等の高さが5ｍごとに幅が1ｍ以上の段をもうけ、当該段および法面には、雨水等による法面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。

（６）　特定事業の完了後の地盤のゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。

（７）　法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって、風化その他の浸食に対して保護する措置が講じられていること。

（８） 特定事業区域（法面を除く。）は利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防 止のための措置が講じられていること。

　　　（注１）第4種建設発生土及び浚渫土

（９）埋立て区域が3,000m2未満の場合、林道事業については上記によらず「岐阜県林道設計指針」によるものとする｡